

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成31年3月29日（金）11:32～11:40
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

植田 昌也 総務省自治行政局行政経営支援室長

<提案者>

釜山 匠 神奈川県ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室
副主幹

仲谷 政二郎 神奈川県ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室
事業推進担当部長

多田 彰吾 神奈川県ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室
特区連携担当課長

<事務局>

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

飛田 章 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 地方独立行政法人法（研究開発）の出資業務の規制緩和について
 - 3 閉会
-

○蓮井参事官 それでは、3コマ目でございます。「地方独立行政法人法（研究開発）の関係の出資業務の規制緩和について」ということで、総務省と神奈川県にお越しいただいております。

議事の内容、資料については公開扱いということでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○蓮井参事官　そういうことで、八田座長、よろしくお願いします。

○八田座長　どうもお忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、最初は神奈川県から御提案の御説明をお願いいたします。

○釜山副主幹　神奈川県です。よろしくお願いいたします。

A4横版の概要資料で説明させていただきます。

1枚おめくりください。本提案は、地方独立行政法人のうち、研究開発を行う機関について、出資業務を可能とする規制緩和を求めるものです。

神奈川県にはKISTECという機関があり、公設試験研究機関としての中小企業支援とともに、新たなオープンイノベーションの創出を行う研究事業を実施しております。文部科学省の地域エコシステムに採択されたプロジェクトにおいて、今後ベンチャー企業の立ち上げを予定しております。現行法では地方機関の出資は想定されていませんが、出資が可能となりますと、利益還元のインセンティブを向上させることができ、自主財源比率を上昇させ、研究開発事業の更なる促進が期待できるということで、提案をさせていただいております。

2ページを御覧ください。規制の所在ということで、条文を記載しております。地方独立行政法人法の第21条には、公立大学法人については出資が可能とありますが、試験研究機関については記載がありませんので、この部分が対象となるかと考えております。

その下に、参考としまして、昨年12月に国立大学法人及び国立研究機関を対象とした法改正の条文を載せております。神奈川県としましては、地方の研究機関であっても、国立機関と同様に、日本のイノベーション創出力の増強に向けた貢献を行っていると感じておりますので、是非ともこのあたりの御検討をいただきたいと考えております。

1枚おめくりください。KISTEC機能の補足をさせていただきます。黄色のタイトルのところ、この二つの機能を合わせ持つ機関ということで、上が、言うなればJSTの機能で研究活動を中心に実施しております。下のほうが、言わば産総研の機能ということで、公設試の機能がここに当たります。この二つの機能を合わせ持っております。

4ページを御覧ください。現在進めている開発プロジェクトの例としまして、二つ挙げました。この二つが、文部科学省の地域エコシステム事業に採択され、平成33年4月にベンチャー企業を立ち上げる計画となっております。

1枚おめくりください。このように、KISTECでは、今後も実用化に向けた技術開発を実施していきますけれども、出資業務が認められたならば、更なる発展が期待できるため、出資を可能とする規制改革提案をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○八田座長　ありがとうございました。

それでは、総務省のお考えをお聞かせください。

○植田室長　総務省自治行政局行政経営支援室でございます。資料に基づいて、御説明さ

させていただきます。

まず、1枚おめくりいただければと思います。地方独立行政法人法の概要ということで、制度の概要を載せさせていただいております。国の独法と同様に作った制度でございますけれども、地方公共団体自身が直接実施する必要はないけれども、民間の主体に委ねては確実な実施をできない事務について、この法人に行わせるということでございまして、法人の分類でございますけれども、右側に、一般的な地方独立行政法人の中に試験研究の関係も入ってございますが、それ以外に、少し特例的なものとしたしまして、公立大学法人、公営企業型のもの、それから、申請等関係事務処理法人とありますけれども、窓口関連業務を行う法人という平成29年の改正で新たに加えたものでございます。

こういった法人の分類がございまして、現在、2ページ、3ページにございますけれども、試験研究関係といたしましては11法人ということで、神奈川県産業技術総合研究所を含めて11法人でございます。

これまでの地独法の制度の沿革ということで、4ページに書かせていただいておりますけれども、国の独法制度が導入されたのが平成13年でございます。それに3年遅れであります。地方独法の制度が出来た。その後も、国の独法にある程度倣った形で改正を行ってきているということが大きな経緯でございまして、一番最近では、平成29年6月の改正で、ガバナンスの強化等、平成26年の国独法の改正に合わせたような改正をいたしております。

また、今回の御提案に関連する改正といたしましては、平成28年に第6次一括法という分権関係の一括法ということで、公立大学法人による出資を可能とするような改正もいたしているところでございます。

5ページをお開きいただければと思います。今回の御要望につきまして、国のほうの独法、国立研究開発法人に認められているものについて、それも勘案しながら、地方の試験研究の関係の地独法について、同様の趣旨の制度は考えられないかという御要望かと思いますが、こういった、これまでは必ずしもそういった試験研究関係の地独法のほうからそういったニーズがあるということはあまりお聞きはしていなかったという状況でございます。

そういった中で、今回こういった御要望を頂いているということもございまして、公立大学法人、先ほど少し申し上げましたけれども、そういった制度があるということ、国立大学法人にもございますし、国立研究開発法人はそういった制度があるということで、6ページに少しその違いを載せてございますけれども、こういった範囲で認められているかというものの違いも若干ございますので、そういったことをよくよく見ながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

その際、先ほどの公立大学法人の平成28年の改正のときも、一般制度として改正をしておりますが、国家戦略特区としての対応がいいのか、それとも、一般制度としての対応がいいのかということも含めまして、検討していきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、非常に前向きに検討して下さるということですので、これからの検討をお願いしたいと思いますが、神奈川県としては、コメントは何かありますか。

事務局は何かありますか。

○村上審議官 特に。非常に順調に行っておりますので、このまま。

○八田座長 提案としても、非常に自然な提案だと思いますし、一方、これは全国で一斉にやりたいのかどうか、ニーズが必ずしもあるわけではない。今までは聞こえてこなかったということだとすると、ある意味で、実験的に1地域でやるということもあり得るのかもしれないと思いますし、それから、いきなり全体でやるということもあるのかもしれない。その辺のことは是非御検討いただきたいと思います。

それでは、どうもありがとうございました。